

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および会社法施行規則第 189 条
ならびに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

2024年4月1日

東北電力株式会社

TDG ビジネスサポート株式会社

2024年4月1日

各位

東北電力株式会社
取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎

TDG ビジネスサポート株式会社
取締役社長 有賀 邦男

吸収分割に係る事後開示事項

東北電力株式会社（以下、「承継会社」といいます。）および TDG ビジネスサポート株式会社（以下、「分割会社」といいます。）は、両当事者間で締結した 2024 年 2 月 2 日付吸収分割契約書（以下、「本件契約」といいます。）に基づき、2024 年 4 月 1 日を効力発生日として、グループファイナンス事業（以下、「本件事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を実施いたしました。

本件分割に係る事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
本件分割は、2024 年 4 月 1 日に効力を生じました。
2. 分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - （1）反対株主の差止請求手続について（会社法第 784 条の 2）
分割会社の株主は承継会社のみであり、分割会社に対して本件分割をやめることを請求した株主はおりません。
 - （2）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条）
承継会社は分割会社の特別支配会社であるため、反対株主から除外され（会社法第 785 条第 2 項第 2 号括弧書）、かつ、承継会社の他に分割会社の株主はおりませんので、該当事項はありません。
 - （3）新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）
分割会社において、新株予約権者はおりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

本件分割においては、承継する負債につき分割会社が併存的債務引受を行うため、会社法第 789 条第 1 項に規定する異議申述可能な債権者はありませんので、該当事項はありません。

3. 承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定される簡易吸収分割に該当するため、同法第 796 条の 2 ただし書きにより、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

承継会社は、会社法第 797 条第 4 項の規定により、2024 年 2 月 9 日に株主に対して公告を行いました。承継会社に対して、同法第 796 条第 3 項に基づく通知をした株主はなく、同法第 767 条第 1 項ただし書により、株式買取請求権を行使することができる株主はありません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定により、2024 年 2 月 9 日付で官報公告および電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありません。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件契約に基づき、分割会社の本件事業に関する権利義務を承継しました。承継会社が分割会社から承継した資産および負債の額（いずれも概算値）は、以下のとおりです。

承継資産の額：99,662 百万円

承継負債の額：96,102 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本件分割にかかる分割会社および承継会社の変更登記は、いずれも 2024 年 4 月 5 日に申請を予定しております。

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上